

令和 2 年 11 月

第 22 回尼崎市議会臨時会議案



目

次

< 予算 >

議案第 9 4 号 令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）

< 条例 >

議案第 9 5 号 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 6 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 7 号 尼崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について



# 予 算



議案第94号

令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度尼崎市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264,840,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和2年11月27日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		99,331,329	4,530	99,335,859
	10 国庫補助金	55,306,495	4,530	55,311,025
60 繰入金		6,325,965	350,266	6,676,231
	10 基金繰入金	6,325,965	350,266	6,676,231
歳入合計		264,485,443	354,796	264,840,239

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		64,306,458	13,062	64,319,520
	05 総務管理費	61,157,010	13,062	61,170,072
15 民生費		106,899,400	13,188	106,912,588
	05 社会福祉費	39,631,208	13,188	39,644,396
35 商工費		3,196,947	305,000	3,501,947
	05 商工費	3,196,947	305,000	3,501,947
40 土木費		21,285,813	23,546	21,309,359
	10 道路橋りょう費	2,526,451	17,565	2,544,016
	30 都市計画費	4,356,385	5,981	4,362,366
歳出合計		264,485,443	354,796	264,840,239

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	6,308
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	11,257



一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補正 1 1 号)

議94-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	99,331,329	4,530	99,335,859			
10 項 国庫補助金	55,306,495	4,530	55,311,025			
15 目 民生費補助金	3,470,221	4,530	3,474,751	疾病予防対 策事業費等 補助金	4,530	○ (健康福祉局) 補助率 1 / 2 介護保険施設等への新規入所者のうち検査 を希望する方へのPCR検査の実施に伴う 補正 4,530

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	6,325,965	350,266	6,676,231			
10 項 基金繰入金	6,325,965	350,266	6,676,231			
05 目 財政調整基金繰入金	4,661,410	350,266	5,011,676	財政調整基 金繰入金	350,266	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 350,266



歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
15 款 民生費	106,899,400	13,188	106,912,588	特定財源 4,530 一般財源 8,658				
05 項 社会福祉費	39,631,208	13,188	39,644,396	特定財源 4,530 一般財源 8,658				
07 目 障害福祉費	15,580,715	121	15,580,836	一般財源 121	12 委 託 料	16	○ 障害者支援施設新規入所者PCR検査事業費 (健康福祉局) 障害者支援施設への新規入所者のうち検査を 希望する方へのPCR検査の実施に伴う補正	121
					18 負担金、補 助及び交付 金	105		
20 目 老人福祉費	1,670,760	13,067	1,683,827	国庫支出金 4,530 一般財源 8,537	10 需 用 費	100	○ 介護保険施設等新規入所者PCR検査事業費 (健康福祉局) 介護保険施設等への新規入所者のうち検査を 希望する方へのPCR検査の実施に伴う補正	13,067
					12 委 託 料	9,187		
					18 負担金、補 助及び交付 金	3,780		



歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土木費	21,285,813	23,546	21,309,359	特定財源 0 一般財源 23,546			
10 項 道路橋りょう費	2,526,451	17,565	2,544,016	特定財源 0 一般財源 17,565			
10 目 道路橋りょう維持費	1,052,413	6,308	1,058,721	一般財源 6,308	12 委 託 料	6,308	○ 道路橋りょう維持管理事業費（都市整備局） 町会灯等現況調査業務及び交通量調査業務の 委託に伴う補正 6,308
15 目 道路橋りょう新設改良費	726,343	11,257	737,600	一般財源 11,257	12 委 託 料	11,257	○ 道路橋りょう新設改良事業費（都市整備局） 交通量調査業務の委託に伴う補正 11,257



## 2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費	道路橋りょう維持管理事業	6,308	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	10 道路橋りょう費	15 道路橋りょう新設改良費	道路橋りょう新設改良事業	11,257	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため



# 条 例



議案第95号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例

第1条 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年尼崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び付則第9項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び付則第9項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

市議会議員の期末手当の支給月数を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 96 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年尼崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 2 条 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

職員の期末手当の支給月数を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第97号

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年尼崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（説 明）

市長及び副市長の期末手当の支給月数を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。